

## 変更点 2

### 定率減税を廃止します

**平成18年**

**所得税** 平成18年1月分から  
税額の10%相当額を減額  
(12.5万円を限度)

**市県民税** 平成18年6月分から  
税額の7.5%相当額を減額  
(2万円を限度)

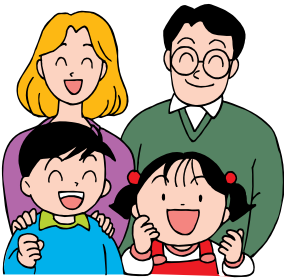
**平成19年以降**

**所得税** 平成19年  
1月分から廃止

**市県民税** 平成19年  
6月分から廃止

平成11年度から、景気対策のため、定率減税を実施してきました。平成18年度は、税額の7・5%相当額(上限2万円)を減額していましたが、平成19年度以降は廃止となります。※所得税は19年1月分から廃止されています。

#### モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入400万円(年額)



**平成18年**

市県民税	41,000円
・定率減税	△3,100円
所得税	49,000円
・定率減税	△4,900円
合計	82,000円

**平成19年**

市県民税	65,500円
所得税	24,500円
合計	90,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
※市県民税額にはこのほかに均等割が課税されます。

## 変更点 3

### 65歳以上のかたへの非課税措置を段階的に廃止

**平成17年度**

合計所得金額  
125万円以下のかた

**非課税**

**平成18年度以降**

**課税** 経過措置として  
平成18年度は税額の  
3分の2を減額  
平成19年度は税額の  
3分の1を減額  
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれたかたが対象になります。

17年度までは65歳以上のかた(昭和15年1月2日以前に生れたかた)で、合計所得が125万円以下のかたは非課税でしたが、18年度から段階的に廃止してきました。19年度は3分の1相当額を減額し、20年度からは全額課税となります。

#### モデルケース 70歳独身・年金年収200万円(年額)



**平成17年度**

市県民税	非課税
所得税	34,800円
・定率減税	△6,960円
合計	27,840円
(税額)	27,800円)

**平成18年度**

市県民税	19,900円
・定率減税	△1,500円
・(市県民税-定率減税)× $\frac{2}{3}$	△12,267円
所得税	34,800円
・定率減税	△3,480円
合計	37,453円
(税額)	37,400円)

**平成19年度**

市県民税	37,300円
・市県民税× $\frac{1}{3}$	△12,434円
所得税	17,400円
合計	42,266円
(税額)	42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
※年金収入200万円のかたは、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。  
※市県民税額にはこのほかに均等割が課税されます。